

[様式 9 - 1]

福祉サービス等第三者評価結果

総合評価

受診施設名	視覚支援あいあい教室	施設種別	児童発達支援事業 (旧体系：)
評価機関名	一般社団法人京都ボランティア協会		

令和 5 年 3 月 1 5 日

総 評	<p>視覚支援あいあい教室（以後、あいあい教室）は、1976年に社会福祉法人京都ライトハウス内に開設されました。社会福祉法人京都ライトハウス理念を基に、あいあい教室の理念として「視覚に障がいや不安のある子どもたちに、早期療育を提供し発達支援という観点から心身の発達や成長を図っていくとともに、保護者に対しては主体的な子育てができるよう多面的な支援を行う。保護者とその子どもが地域生活での充実が図れるように関係機関と連携し総合的に支援する。」を掲げています。</p> <p>あいあい教室には3つの事業があります。1. 児童発達支援（0歳から就学前）では、保護者と子どもと一緒に通所し、保護者の願いや要望を受け、心身の発達や成長を図る療育、生活習慣（食事、排泄、衣服の着脱など）の向上支援、保護者や兄弟姉妹児を含めた家族支援、保護者からの相談、保護者同士の情報交換や研修などの支援をおこなっています。全国的にも集団での療育は珍しく、京都市だけでなく、京都府内や近隣の他府県からも通所があります。2. 放課後等デイサービス（小学1年生～高校3年生）では、利用児童の生活能力の向上や社会との交流を図るための効果的な療育訓練をおこなっています。視覚障害児対象の放課後等デイサービスは国内で当事業所のみです。3. 訪問療育（0歳～就学前）では、居宅訪問、保育所、幼稚園などへの訪問を月1回、京都府内全域を対象に実施しています。</p> <p>子どもたちへの支援は、職員と子ども（保護者）の信頼関係の中で、子どもたちが、安心してのびのびと過ごし、子どもたちの自己決定を尊重した丁寧な取り組みがあります。保護者には、保護者支援職員を設置し、保護者同士の話し合いや、職員との個別の相談もでき、保護者の安心につながっています。</p>
-----	---

特に良かった点(※)

○子どもたちの自主的な決定

療育時の活動の中で、子ども一人ひとりが選ぶ自己決定を尊重した取り組みがあります。遊びの中で興味のある遊具、絵本（さわる絵本）は各自が選びます。月齢の高い4～5歳児グループでは、子どもたちが話し合い、リレーの順番を決めての遊びもあります。持ち物には、さわってわかる自分のマークをつけ、靴箱にガタガタ、プチプチしたものを貼るなど、一人ひとりの子どもに合わせて工夫しています。また、子どもたちの希望をもとに、毎月の生活体験の予定を立てています。1月「初詣」、2月「おにぎり作り」、6月「パン屋さんへお買い物」、7月「かりんと作り」、8月「アイスクリーム作り」、11月「電車に乗ってみよう」など、子どもたちの選んだ遊びの体験や、社会に出るの体験が一つ一つ自信につながり成長に結びついています。

○家族支援の実施

「お父さんたちと遊ぼう会」や「きょうだい児のつどい」「クリスマス会」など、家族参加の行事を開催しており、子どもがお父さんや家族と一緒に、リズム遊びや抱っこリレーなどをおこなっています。クリスマス会では、年長児のお父さんが、サンタさん役を担当しました。きょうだいは、職員から点字を習い、アイマスクを付けてみるなどの体験をさせていただきました。お父さんや家族には、行事をきっかけに「あいあい教室」を知ってもらうことができ、関心を持ってもらうことで、視覚障害についての理解を深め、あいあい教室と家族の良い関係ができ、「また、行きたい」と訪問も増えています。

○地域交流・地域貢献

年1回京都ライトハウス祭りを企画し地域の方の参加があります。地域のお祭りや行事（船岡スタンダード・パラスポーツの集いなど）に参加しています。特記すべきは、37年間続く洛陽保育園との交流です。コロナ禍でも規模を縮小して続けています。あいあい教室、京都府立盲学校、アイリス教室（弱視教室）の三者連絡会を定期的実施し、幼児期から学齢期までそれぞれの成長過程において必要な連携が取られるようにしています。京都ロービジョンネットワークや、視覚障がい乳幼児研究所の活動に、事務局として積極的にかかわっています。京都府が視覚障害のある子どもの親に向けて作成している小誌、「えがおのいっぽ」は、あいあい教室が監修をおこない、視覚障害児支援マニュアルとして提供しています。

就学後は放課後等デイサービスによって、あいあい教室を巣立った後も切れ目のない支援を提供しています。

<p>特に改善が望まれる点(※)</p>	<p>○事業計画の保護者への報告 事業計画は、保護者室において保護者が自由に閲覧できるようにしていますが、内容説明は十分ではありませんでした。法人全体の事業計画の中に、あいあい教室の事業計画も組み込まれており、選択して読むのは大変です。できれば、あいあい教室の事業計画のみ抜粋してまとめ、説明されてはいかがでしょうか。あいあい教室の目指している事を、より深く理解することができ、さまざまな協力につながるのではないかと期待します。</p> <p>○法令のリスト化 遵守すべき法令に対して順次研修もおこなわれ、必要に合わせた説明も職員にされていると聞き取りました。職業人として守らなければならないもの、また、働く立場を守ってくれる多くの法令があります。ぜひリスト化し、職員へ周知されることを期待します。</p>
----------------------	---

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【障害事業所版】

評価結果対比シート

受診施設名	視覚支援あいあい教室
施設種別	児童発達支援事業
評価機関名	一般社団法人京都ボランティア協会
訪問調査日	平成5年2月20日

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-1 理念、基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	A	A

[自由記述欄]
通番1. 事業所理念は法人理念を基に作成している。事業所の運営方針は、運営規程や重要事項説明書、ホームページでも見ることができる。毎年更新する「ご利用のしおり」に、事業の目的や療育内容、子どもと保護者それぞれへの支援が詳細に書かれており、利用開始時に保護者に説明している。正規職員には入職時に説明し、非正規職員に対しても契約時に説明している。日々の仕事始めのミーティングで、来所する子どもや保護者の情報を共有し支援をおこなっている。毎回の来所時に保護者との懇談の時間を持ち、子どもの目の状態の正しい理解や主体的に育児に取り組めるように助言をしている。また、保護者同士の交流や、情報交換の場になっている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	① 法人として事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	A	A
		3	② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	A	A

[自由記述欄]
通番2. 京都市北部障がい者自立支援協議会、集団指導、北区子ども発達支援ネットワーク、京都府立盲学校、行政などから、地域の情報を得ており、三者連絡会（盲学校、アイリス教室、あいあい教室）でも学習会や情報交換を実施している。法人事務部から経費の分析は1か月ごとに報告がある。所長は子どもの利用率など、経営会議で報告している。職員にも全体会議で報告して、必要に合わせ単年度事業計画に反映させている。
通番3. コロナ禍や光熱費の高騰などの影響で、法人としては収入の減少がある。財務状況は法人事務部門がおこない、これらの情報は運営会議で報告がある。あいあい教室としても、パート職員を増やせない状況にある。また、遊具の購入を控えている。職員会議は、パート職員、放課後等デイサービス職員も参加している。正規職員会議（全体会議含む1~2か月に1回）、児童職員会議（毎月）から必要な議案は運営会議→経営会議→部長会議→理事会で検討がある。理事会も毎月開催している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	① 法人として中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	A	A
		5	② 中・長期的なビジョンを踏まえた単年度の計画が策定されている。	A	A
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	A	A
		7	② 事業計画は、障害のある本人等に周知され、理解を促している。	B	B

[自由記述欄]
通番4. 法人で第2期中期計画（2021年度～2024年度）を作成している。中期計画は4つの目標「1. 社会福祉事業の安定的で着実な推進 2. 公益事業の積極的な展開 3. 福祉人材の確保・定着・育成 4. 健全経営を行う法人組織の構築」に分け、法人に所属する事業所の取り組みの方向性を示している。各事業所の取り組みとうとする内容は良く理解できるが、いつまでに、どの程度など数値目標や具体的な成果の可視化がやや乏しい。
通番5. 単年度事業計画も法人全体で立案している。「あいあい教室」の取り組みとして、「○京都府立盲学校、関係施設、団体と連携した行事の開催 ○京都府視力障害児療育訓練事業、広報のパンフレットやチラシの配布 ○関係機関と連携した研修会の実施 ○職員に対する点訳講座受講の推奨 ○アンケートの実施結果の公開 ○事務作業の効率化 ○利用児、保護者対象事業の企画 ○洛陽保育園や京都府立盲学校との交流 ○視覚障がい乳幼児研究会における中核的役割の推進 ○研究会や保育園への講師派遣 ○大学生などに対するボランティア活動参加の働きかけ」など多岐にわたる。（全部ではない）
通番6. 事業計画は職員会議で話し合った意見を集約し立案している。進捗状況は「業績評価シート」を用い、半年ごとに職員会議で振り返り見直している。
通番7. 事業計画はホームページに公開している。保護者の部屋にも掲示しており地域交流事業での保育園との交流は話しているが、他は具体的な説明まではしていない。法人全体で単年度計画も作成しているため、あいあい教室の計画を読み取り難い面もある。「今後分かりやすい資料を作成し、分かりやすく説明し周知していく」と職員が述べている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	A	B
		9	② 評価結果に基づき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	A	A

[自由記述欄]
通番8. 厚労省から出ているアンケート内容を参照して、2月に保護者に調査をしている。同時に1年間を振り返ってのオリジナルアンケートをお願いしている。結果は3月にホームページで公表している。自主点検も年1~2回実施し、職員会議や運営会議で検討している。第三者評価の受診は初回である。
通番9. 評価結果は分析し課題の抽出もできている。コロナ禍の影響で訪問での支援依頼（月1回）が少なくなった現状もある。視覚障害児への理解を深めるため、福祉関係者向け研修を3月に予定している。単年度計画に反映させている。

II 組織の運営管理

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	A	A
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	A	B
	II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組にリーダーシップを発揮している。	A	A
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組にリーダーシップを発揮している。	A	A

[自由記述欄]

通番10. 所長の役割と責任は運営規程や職務分掌で確認できる。「ライトハウス通信」や「あいあいつうしん」などで自らの所信を述べている。有事における各種マニュアルなどでも確認できる。所長の不在時の代行は主任である。所長の職務内容は多岐にわたり、運営規程や職務分掌の記載以上ではないかと聞き取った。一度、整理されてはどうか。
通番11. 法人の障害支援部長が法令遵守責任者である。法人でコンプライアンス研修は実施しており、職員の参加がある。入職時の新人研修にも組み込んでいく。必要に合わせた説明もしているが、事業所運営に関連のあるリスト化までは至っていない。
通番12. 諸課題は単年度事業計画に挙げている。「ご利用のしおり」を保護者用と見学・相談者用に作成している。所長は作成過程でリーダーシップを発揮している。あいあい教室の現場での支援もしており、職員にアドバイスしたり、相談も受けている。保護者向けに勉強会も随時企画し、週1の来所の方もあり、同じテーマで5回勉強会を実施し全保護者に対応している。「視覚障がい乳幼児研究会」の事務局としても、秋に京都大会を開催しており、他にも複数の研修会を企画、実施している。障害児の強み育成推進事業（京都府）では、「えがおのいっぽ」(見えない・見えにくい子どもとともに)の小誌を発刊している。製作にあたり、全体監修を「あいあい教室」が担当している。
通番13. 所長は人事、労務、財務などを把握している。必要に合わせ法人との諸会議で検討している。近年京都市の大幅な補助金カットにより、経営改善は急務の課題である。コロナ禍で課題も多いが、京都府の視覚障害児や通園できない視覚障害児がサポートできるように、訪問支援ができる体制を構築している。所長自らも訪問指導をおこなっている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・養成	II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	A	A
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	A	A
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	A	A

[自由記述欄]

通番14. 人材の確保は法人の障害支援部の部長、理事長と相談している。有資格者の採用は優先しているが、職務に熱意のある方を望んでいる。入職後に介護福祉士や保育士の資格を取得する場合は、法人から補助金が出る。働きやすい職場、組織の魅力など「あいあいつうしん」やホームページ、コラムなどで発信している。法人で「きょうと福祉人材育成認証」を取得している。
通番15. 正規職員とは年3回の個人面談を実施し、人事評価シートを使用している。自己評価表に事業計画からの目標と自分の目標を書き、中間と期末に振り返りをしている。パート職員には年2回面談をして、職員ヒアリング調査に記録している。キャリアパスも作成している。人材育成の中に障害支援部の「職員交換研修」もあり、幅広い視野を持てる職員の育成に努めている。
通番16. 所長の責任のもと、超過勤務や休暇希望など労務管理がおこなわれている。職員の諸希望は面接時や日常的にも聞いている。就業規則にハラスメントに関する項目があり、懲罰も記している。特別休暇も多種あり中に看護休暇（乳幼児）やリフレッシュ休暇（20年勤続で3日）もある。子どもが3歳になるまで短時勤務要望に対応している。パートの職員には、3.75時間から要望に対応している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・養成	II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	A	A
		18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	A	A
		19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	A	A
	II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	A	A

[自由記述欄]

通番17. 人事評価制度で職員は目標を持ち業務に従事し、自己チェックシートも提出して、中間と期末には振り返りをおこなっている。所長から進捗状況の確認や助言があり評価もある。研修希望にも対応している。
通番18. 法人の教育委員会が人材育成の教育を企画している。研修は法人全体研修、新人研修、基礎研修、初級職員能力向上研修、一般職研修、指導職（副主任）研修、中堅職員（主任）研修、上級監督職（副所長）研修、管理者・施設長研修に区切り、階層別研修である。外部研修も取り入れキャリアアップを図っている。ミーティングの時間で部署内研修も開催している。
通番19. 新人職員はメンター制度で1年間先輩がつき、職務の指導とともに精神面の支援をしている。階層別研修であるが、職種別やテーマ別なども実施している。盲導犬の学びを深めるために、日本ライトハウス盲導犬訓練所の見学をおこなった。外部研修は職員に周知し、参加した職員は報告書を提出し伝達研修を実施している。
通番20. 「実習生受け入れマニュアル」は整備されている。実習プログラムもある。教職に就くためのカリキュラムの一環として、立命館、同志社、京都大学から依頼がある。広島大学からは、視覚障害教育を学んでいる学生を受け入れている。実習は担当者がつき、支援のねらいや方針を伝えて、毎日振り返りの時間を持ち質問も受けている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-3 運営の透明性の確保	II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	A	A
		22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	A	A
【自由記述欄】					
<p>通番21. ホームページや法人の広報誌「ライトハウス通信」、事業所の広報誌「あいあいつうしん」に理念や事業運営についての情報をくわしく公開している。苦情・相談の体制については重要事項説明書に明記し、保護者室に掲示している。1年を振り返ってのアンケートをとり、結果は集計し広報誌に載せている。</p> <p>通番22. 法人の事務、経理、取引等についてルール決め、職務分掌で権限、責任を明確にして職員に周知している。必要に応じて税理士や、理事である弁護士に相談し助言を得ている。法人内の監事が内部監査をおこなって、事務的なことだけでなく支援に関しても定期的に監査している。</p>					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-4 地域との交流、地域貢献	II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 障害のある本人と地域との交流を広げるための取組を行っている。	A	A
		24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	A	A
	II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	25	① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	A	A
		26	① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	A	A
		27	② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	A	A
【自由記述欄】					
<p>通番23. 地域との関わりについては、事業計画にあげ文章化している。「通園のしおり」にも地域生活の支援として近隣保育園との交流、関係機関との連携を明記している。近隣の保育園とは月1回の交流を37年間にわたり続けており、コロナ禍で制限がある中でも継続できている。年1回京都ライトハウス祭りを企画し地域のお祭りや行事（船岡スタンダード・パラスポーツの集いなど）にも参加している。</p> <p>通番24. 「ボランティア受け入れマニュアル」を作成している。大学のボランティアサークルとつながっていたが、コロナ禍で中断があった。今年度から、ホームページやチラシを作成し積極的に受け入れている。大学生のボランティアにはサークル活動として定期的に、また、行事など必要に応じた声かけにも協力を得ている。</p> <p>通番25. あいあい教室・京都府立盲学校・アイリス教室（弱視教室）での三者連絡会を定期的に実施している。必要に応じて並行通園先や関係機関と関係者会議を実施し、関係機関への訪問や見学受け入れなど連携を図っている。京都ロービジョンネットワーク（13団体で構成、見えにくい、見えない方への支援に関する情報を提供している）や視覚障がい乳幼児研究所の活動に事務局として積極的にかかわっている。</p> <p>通番26. 館内のスペースを活用し、「京都ライトハウスまつり」を毎年開催し地域住民との交流を図っている。点字ボランティア育成などの研修、地域の協議会、視覚障害者の懇談会など開催している。地域の選挙投票場所や音楽団体の使用などに、ホールや地下の施設を貸し出している。災害時の福祉避難所としても登録している。所長が地域の大学に講師として招かれ講演することもある。</p> <p>通番27. 民生委員・児童委員などと定期的な会議を開催し、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。並行通園する保育園との連携、義眼相談や眼科相談、ロービジョン相談など多岐企画し、関係機関の研修に講師として職員を派遣している。視覚障がい乳幼児研究会事務局として、秋に京都大会を開催している。</p>					

III 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
III-1 本人本位の福祉サービス	III-1-(1) 障害のある本人を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 障害のある本人を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	A	A
		29	② 障害のある本人のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	A	A
	III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	A	A
		31	② 福祉サービスの開始・変更にあたり障害のある本人（家族・成年後見人等含む）にわかりやすく説明している。	A	A
		32	③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	A	A
【自由記述欄】					
<p>通番28. 法人理念に「障害のある全ての方が、個人として尊重され・・・」とサービスの実践の基本方針について明示している。障害のある本人を尊重した福祉サービス提供に関する基本姿勢を、運営規程に詳しく記載している。職員は研修や日々のミーティングで振り返っている。</p> <p>通番29. 法人内に「虐待及び身体拘束防止委員会」があり、「身体拘束防止、虐待防止マニュアル」が整備され、研修も法人として年2回、事業所単独で1回おこなっている。「個人情報管理規程」も整備され、職員は入職時に契約書にサインをしている。虐待防止マニュアルやプライバシー保護マニュアルに対応方法を明示して、不適切な事案が発生しないよう留意している。年齢が高くなってきた子どもの着替えの際は、衝立を使用するなどの工夫をしている。</p> <p>通番30. 福祉サービスの内容や事業所の特色、具体的な支援の内容をパンフレットで紹介している。ホームページやフェイスブックでも発信している。利用のしおりは見学者用と利用者用を別々に作成し、利用者用には通園にあたっての持ち物、服装、費用、通園についての諸注意など詳しく記載している。利用希望者には見学や体験も実施している。</p> <p>通番31. 利用が就学前の子どもなので、説明は重要事項説明書や「ご利用のしおり」などを用いて保護者におこなっている。本人の状況を聞き取り把握した上で同意を得ている。</p> <p>通番32. 年長児には「年度のまとめ」を保護者に渡している。就学時や他の福祉施設、事業所や地域への移行にあたり、支援計画や療育写真を用いて丁寧に情報提供し引継いでいる。相談支援事業所と連携をおこない、移行がスムーズに進むよう配慮している。サービス終了時にはその後の相談方法を説明している。就学後はあいあい教室の放課後等デイサービスの中で継続して支援をおこなう事例は多い。</p>					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 本人本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(3) 障害のある本人のニーズの充足に努めている。	33	① 障害のある本人のニーズの充足に向けた取組及び相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A	A
	Ⅲ-1-(4) 障害のある本人が意見等を述べやすい体制が確保されている。	34	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	A	A
		35	② 障害のある本人からの相談や意見に対して把握する仕組みがあり、組織的かつ迅速に対応している。	A	A
	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	A	A
		37	② 感染症の予防や発生時における障害のある本人の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	A	A
		38	③ 災害時における障害のある本人の安全確保のための取組を組織的に行っている。	A	A

っている。

通番33. 児童発達支援管理責任者は、半期に1回保護者との個人懇談を実施している。保護者室が設置してあり、保護者支援職員が来所時の保護者の対応に当たっている。個別に質問や相談に応じたり、保護者同士で会話や研修の機会も提供している。年度末に通園に関するアンケートをとっている。日常的にも保護者のニーズを把握するようにしている。

通番34. 苦情解決責任者、苦情受付窓口職員、第三者委員を設け、重要事項説明書に記載している。契約時と年に1度説明し、保護者室にも苦情受付機関とともに「苦情解決実施要綱」を掲示している。年度末に「一年を振り返って」「自己評価表」のアンケートを実施している。事業所評価のアンケートは無記名でポストに投函する形式であり、結果はホームページで公表している。「一年を振り返って」は、結果を保護者にフィードバックしている。

通番35. 「苦情対応マニュアル」を整備している。療育時間と並行して保護者支援職員と保護者グループが話す時間を設定し、保護者からの相談や意見があれば伝えてもらうようにしている。療育内容を保護者へ報告する時間も設けており、職員と保護者が話す場もある。保護者からのアンケートの意見は職員間で検討し改善に努めている。

通番36. 「事故発生の防止及び事故発生時における対応の指針」を整備し、法人内に「虐待及び身体拘束防止委員会」を設置しリスクマネジメント体制を構築している。「事故発生時の対応フローチャート」、「緊急時対応マニュアル」を職員に周知している。

通番37. 「感染症または食中毒の予防及びまん延防止のためのマニュアル」「新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を作成し、対応や報告などの体制を明記している。事業所内で感染症予防研修をおこない、日頃の支援の中での留意点などを共有し、その後の支援に生かしている。

通番38. 「非常計画及び非常災害対策計画」を策定している。地域の消防署の協力を得て年2回避難訓練をおこなっている。職員の緊急連絡網が決まれば、利用者の安否確認には保護者連絡メールを活用している。テラスからの滑り台で母子ともに滑り避難訓練している。事業所は福祉避難所であり「福祉避難所運用マニュアル」を整備している。災害時は地域の人を受け入れるた飲食物品の備蓄もおこなっている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果		
				自己評価	第三者評価	
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの一定の水準を確保するための実施方法が確立している。	39	① 提供する福祉サービスについて一定の水準を確保するための実施方法が文書化され福祉サービスが提供されるとともに見直しをする仕組みが確立している。	B	A	
		40	① アセスメントに基づく個別支援計画等を適切に策定している。	A	A	
	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	41	② 定期的に個別支援計画に基づく評価・見直しを行っている。	A	A	
		Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	42	① 障害のある本人に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	A	A
			43	② 障害のある本人に関する記録の管理体制が確立している。	A	A

【自由記述欄】

通番39. 一定の水準を確保するための実施方法は、あいあい教室管理運営規程に一部記載がある。京都府家庭支援総合センターが発行している小誌「えがおのいっほ」はあいあい教室が全体監修をし、視覚障害児への具体的な支援方法などが掲載されている。これを各保護者に配布し指導している。

通番40. 個別支援計画策定の責任者として、児童発達支援管理責任者を設置している。一人ひとりのフェイスシート、アセスメントシートを作成し、として個別支援計画作成会議で子どもの状況確認をして、最初の個別支援計画を作成している。アセスメントシート6か月ごとに見直ししている。聞き取った保護者のねがいや希望は、個別支援計画の「保護者のねがい」に書き、職員間で共有し支援に反映させている。保護者との個別面談(45分)時に、個別支援計画の説明をおこない同意を得ている。

通番41. 個別支援計画のモニタリングと見直しは、6か月に1回保護者とのモニタリングを実施し、児童発達支援管理責任者、ケース担当職員が中心となり、個別支援計画作成会議をおこなっている。保護者との個別懇談の中で、個別支援計画の説明をおこない、同意を得ている。見直しをおこない、変更した新しい内容の個別支援計画は、職員ミーティングで、全職員に周知している。

通番42. 毎回の療育時の様子や職員の振り返りの内容も含めて、一人ひとりの療育記録にまとめてケースファイルに保管している。子どもの療育時の状態がよく分かる内容である。職員は、記録ファイルの閲覧をして、情報の共有をおこなっている。

通番43. 法人の「個人情報管理規程」に記録の保管、保存、持ち出し、廃棄、情報の提供について示されており、保存期間、廃棄の方法、情報開示などを丁寧に明記している。運営規程、利用契約書、重要事項説明書に個人情報保護や秘密保持について明記し、保護者に説明している。

A 障害のある本人を尊重した日常生活支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 支援の基本理念	A-1-(1) 自立支援	44	① 障害のある本人の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	A	A
	A-1-(2) 権利擁護	45	① 障害のある本人の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。	A	A
	A-1-(3) ノーマライゼーションの推進	46	① 誰もが当たり前になる社会の実現に向けた取組を行っている。	A	A
〔自由記述欄〕					
<p>通番44.療育時の活動の中で、子ども一人ひとりが選ぶ自己決定を尊重した取り組みがある。遊びの中で興味のある遊具、絵本（さわる絵本）を拡大して見るなど子どもがそれぞれ選んでいる。年齢の高い4～5歳児グループでは、子どもたちが話し合い、リレーの順番を決めて遊びを楽しんでいる。一人ひとりの子どもが選んだ遊びの経験を大事に支援している。</p> <p>通番45.権利侵害防止のマニュアルを整備し、虐待防止研修は、法人全体で年1回、事業所でも年1回実施している。保護者には、利用契約書の「安全配慮義務」について契約時に説明し、やむを得ない身体的拘束（椅子と車椅子のベルト使用）について、同意書をもっている。また、「子どもたちに教育を受けさせる義務」に基づき、義務教育の話をして、就学先（地域の小学校、盲学校、支援学校など）を決めるアドバイスをしている。</p> <p>通番46.子ども一人ひとりが主体的に活動できるように、環境の整備をしている。さわって楽しめるおもちゃやさわる絵本などの準備をし、持ち物には、さわってわかる自分のマークをつけ、靴箱にガタガタ、プチプチしたものを貼るなど、一人ひとりの子どもに合わせて工夫がある。地域社会に向けては、「視覚障がい疑似体験会」「あい・らぶ・ふえあ」「ライトハウスまつり」などで、管理者は実行委員となり、視覚障害児（者）についての理解を深める取り組みをおこなっている。</p>					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 生活支援	A-2-(1) 意思の尊重とコミュニケーション	47	① 障害のある本人（子どもを含む）の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	A	A
		48	② 障害のある本人の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	A	A
		49	③ 障害のある本人の障害の状況に応じた専門的かつ多角的な視点から支援を行っている。	A	A
	A-2-(2) 日常的な生活支援及び日中活動支援	50	① 個別支援計画に基づく日常的な生活支援及び日中活動の支援を行っている。	A	A
	A-2-(3) 生活環境	51	① 障害のある本人の快適性と安心・安全に配慮した環境が確保されている。	A	A
〔自由記述欄〕					
<p>通番47.利用児とのコミュニケーション手段については、言葉でわかりやすく伝えることだけでなく、絵カードや手や指を動かすサイン、表情の変化などを丁寧に読み取って職員間で検討しながら共有し、保護者とも連携して支援をおこなっている。あいうえおの音が出るおもちゃで名前を押せるようになった子どもがいる。「絵本など触ることになれた」「テラスで芋掘りができた」など成長の過程で出来る事一つ一つに子どもたちに喜びがあり、日誌に具体的に記載している。</p> <p>通番48.保護者から、思いや意見に丁寧に対応するために、保護者グループの支援担当職員を置き、来所時には毎回、保護者室でグループや個別で相談や話しを聞く機会を設けている。相談支援事業所とも連携し、相談支援員の招集（年1回）により関係機関連携会議（盲学校、保育所、放課後等デイサービス、あいあい教室主任など）に出席依頼し、子どもに関わる地域の関係機関と連携し情報の共有もおこなっている。</p> <p>通番49.利用児の障害の状況を職員間で検討し、専門職の助言を受ける機会を設けている。聖ヨゼフ医療福祉センターの理学療法士に子どもの歩行について巡回相談を受けていた。コロナ禍で中止したが、オンラインで、職員向けに「歩くこと」の研修を受講できた。コロナ収束後は再開を予定している。並行通園で親子で聖ヨゼフ医療福祉センターに受診している子どもについては、ケース検討会で専門職の助言を受けることができた。年1回症例検討会も実施していたが、コロナ禍で中止している。また、再開を予定している。</p> <p>通番50.個別支援計画に基づき、一人ひとりの食事（触れることから始め、手で食べることができるようになった）や、排泄（母親を含めて方法を伝えるようにしており、一つづつ指導している）状況などを、家庭や並行通園先と情報を共有している。療育の中で、子どもの意思や保護者の思いを尊重した支援を重視している。</p> <p>通番51.活動の場は、安心、安全に配慮し、ピアノは倒れないように、すべり台の階段は、色を使ってわかりやすく、机の配置を変えない、シーソーやブランコにはプチプチを巻いている。人数が多い時は、2組に分けるなど工夫がある。活動の場、食事の場、トイレは、常に明るく清潔にしている。</p>					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 生活支援	A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	52	① 障害のある本人の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	非該当	非該当
	A-2-(5) 社会生活を営むための支援	53	① 障害のある本人の希望と意向を尊重した社会生活を営む力をつけるための支援を行っている。	A	A
	A-2-(6) 健康管理・医療的な支援	54	① 障害のある本人の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	A	A
		55	② 医療的な支援について適切に提供（連携）する仕組みがある。	A	A
〔自由記述欄〕					
<p>通番52.非該当</p> <p>通番53.保護者向けに「サービス利用の制度について」の学習会が定期的におこなわれ、就学後の福祉サービスの利用については、児童館、放課後等デイサービスやショートステイの利用などを伝えている。療育の中で、毎月生活体験の予定を入れ、1月「初詣」、2月「おにぎり作り」、3月「クッキング」、6月「パン屋さんへ買い物」、7月「かりんとう作り」、8月「アイスクリーム作り」、9月「ホットケーキ作り」、10月「バスに乗ってお出かけ」、11月「電車に乗ってみよう」、12月「年賀状作り」などをおこない、楽しい体験が自信につながり、保護者からも喜ばれている。地域のイベント（船岡スタンダード、パラスポーツのつどいなど）に参加することや、視覚補助具（書見台、ルーペ、タブレット、単眼鏡など）の使用により、学習意欲を高める支援もおこなっている。</p> <p>通番54.来所時に、保護者との体温チェックや健康状態の聞き取りをして、活動時の体調変化にも気を配り、急変時には産業医に相談できるようにしている。年1回歯科サービスセンターの検診、歯みがき指導を受けている。義眼相談も年2回ある。感染症予防研修を実施している。</p> <p>通番55.子どもへ痰の吸引や、カテーテルでの注入などの医療的ケアや服薬などは、保護者が対応している。「嘔吐した時の処理方法」や業者による「手洗い方法」などの部署研修をしている。食物アレルギーについては、保護者に一覧表などで確認し、給食で対応している。法人では「安全衛生管理規程」を作成し、産業医を含む「安全衛生感染症対策委員会」を設置して、年1回ライトハウス全体の巡視をして、管理に努めている。</p>					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 生活支援	A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	56	① 障害のある本人の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	A	A
	A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援	57	① 障害のある本人の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	A	A
	A-2-(9) はたらくことや活動・生活する力への支援	58	① 障害のある本人の活動・生活する力や可能性を尊重した支援を行っている。	A	A
		59	② 障害のある本人に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	非該当	非該当

【自由記述欄】

通番56. 法人内の相談支援事業所と連携し、「サービス利用や福祉制度について」の保護者向け学習会を実施し、保護者が必要な時に相談できるようにしている。子どもの並行通園の保育園などへ訪問し、また、保育園などからの見学を受け入れ、子どもの実態や思いを共有し、就園、就学に向けて関係機関と連携し、引き継ぎをおこなっている。

通番57. 保護者グループでは、保護者支援職員との話し合いや、保護者間での意見交換をおこなっている。「お父さんたちと遊ぼう会」、「クリスマス会」、「きょうだい児のつどい」など、家族が参加できる行事を企画し子どもも家族も楽しめる取り組みとなっている。父親たちはこの会をきっかけに来所が増えている。クリスマス会はグループごとにおこない、延べ100人ぐらいの参加があった。「経験交流会」では先輩のお母さんの子育てについてや就学に向けてなどの話を聞くことができる。

通番58. 保護者と連携しながら食事や排泄など生活面の支援をしている。療育での毎月の生活体験は子どもや保護者の希望や意見を受け計画し、公共交通機関を利用して外出体験をしている。生活体験をおこなうことで意欲の向上につなげている。並行通園の地域の保育園へ訪問し、保育園からの事業所見学も受け入れている。視覚障害の疑似体験会を開催し、保育園など関係機関や保護者も一緒に参加してもらい、子どもの状態を共有することができている。

通番59. 非該当

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-3 就労支援	A-3-(1) 就労支援	60	① 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	非該当	非該当

【自由記述欄】

通番60. 非該当